別表十六の項中「信託の受益権」を「次項及び十八の項に掲げるもの」に改め、同表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 十八 | 対象組合契約出資持分等（第九十五条第一項又は第二項に定めるものをいう。） | 1　業務の執行を委任した者又は営業者の氏名又は名称及び住所<br>2　組合又は匿名組合の事業<br>3　第九十五条第一項に規定する対象資産の内容に関する事項（当該対象資産が前項に掲げるものに該当する場合にあっては、当該対象資産に関する同項に掲げる事項を含む。）<br>4　その他当該対象組合契約出資持分等を特定するに足りる事項 |

別紙様式第十一号記載上の注意2中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

別紙様式第十三号6(1)中

| 当初調達額 | うち個人投資家保有額 | うち外国投資家保有額 |
|---|---|---|
| | | |

を

| 当初調達額 | うち個人投資家保有額 |
|---|---|
| | |

」

4を3とし、5を4とする。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）

**第四条**　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第四号イ中「第二十二条を除き、」を削る。

に、「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改め、同様式6(1)記載上の注意中3を削り、